

甘利前大臣の辞任について



○責任をとって閣僚を辞任したことは



○今後も説明責任を



出典:読売新聞 平成28年2月1日



公明党 石田祝稔政調会長

**(閣僚を)辞めて終わりではなく、説明責任を
果たすことが第一だ。** (平成28年1月31日放送 NHK「日曜討論」)

出典:朝日新聞 平成28年2月1日

いわゆる「策略論」に関する疑問点

- ① 仮に「策略」であっても、犯罪の成否には無関係であり、免責されることはない。
- ② ただ録音や写真を撮ることが目的なら2年半以上も口利きや接待・金品の提供を続けるのは不自然。
- ③ 罫にはまってURから補償金を引き出すことに加担したとしたらより悪質。
- ④ S社社長は「千葉県甘山会」会長であり、総務担当者Iを首相主催の「桜を見る会」に招待している。

パネルの写し

出典：平成28年1月21日以降の報道等を参考に
大西健介事務所で作成

平成28年2月3日 衆議院予算委員会 大西健介(民主党)配布資料

甘利氏記者会見（平成28年1月28日）の疑問点

<疑問その1> 甘利氏が受け取った現金は適切に処理されたのか？

記者会見での説明	疑問点
平成26年2月1日に大和事務所で渡された50万円は、平成25年11月14日の大臣室で社長から渡された50万円と併せて、平成26年2月4日に、十三区支部で寄附として入金処理した。	平成26年2月4日の100万円は別の寄附では？ 明細書はあるのか？
第十三区総支部の政治資金収支報告書には、平成26年2月4日に、S社からの100万円の寄附金の記載があることが確認できました。	年をまたいだ複数の寄付金を一括して処理することは適切な処理か？

<疑問その2> いわゆる「口利き」「あっせん行為」はあったのか？

記者会見での説明	疑問点
A秘書やC秘書が、金額交渉に介入したことはない。	「少しイロをつけてでも」 「一体先方は幾ら欲しいのか？私から先方に聞いても良いが？」 「甘利事務所の顔を立ててもらえないか」 「これ以上関与されない方が宜しいように思う」(UR)

出典：甘利明前大臣記者会見（平成28年1月28日）および
UR都市機構提出資料より大西健介事務所で作成

パネルの写し

平成28年2月3日 衆議院予算委員会 大西健介(民主党)配布資料

本件に係る甘利明事務所秘書との面談対応状況（日時、場所及び応対者）について

年月	時間	場所	応対者
平成 25 年 6 月 7 日	17:10~17:30 頃	UR 本社	A 秘書 UR 都市施設部職員 A、同職員 B、NT 業務部職員 C
平成 27 年 7 月 6 日	11:00~11:30 頃	地元事務所 (大和)	B 秘書、C 秘書 UR 総務部職員 D
平成 27 年 10 月 5 日	11:00~11:30 頃	地元事務所 (大和)	B 秘書、C 秘書 S 社総務担当 I 氏 UR 総務部職員 D
平成 27 年 10 月 9 日	12:00~13:00 頃	議員会館	C 秘書 UR 総務部職員 D、NT 業務部山本チームリーダー、 NT 業務部職員 F
平成 27 年 10 月 26 日	19:00~21:00 頃	居酒屋 (横浜市)	B 秘書、C 秘書 UR 中瀬総務部長、総務部職員 H、総務部職員 D
平成 27 年 10 月 27 日	11:00~11:15 頃	議員会館	C 秘書 UR 中瀬総務部長、総務部職員 H、総務部職員 D
平成 27 年 10 月 28 日	16:00~16:30 頃	議員会館	C 秘書 UR 総務部職員 D、NT 業務部山本チームリーダー、 NT 業務部職員 F
平成 27 年 11 月 5 日	16:00 頃	議員会館通路	C 秘書、UR 総務部職員 D
平成 27 年 12 月 1 日	14:00~14:30 頃	地元事務所 (大和)	B 秘書 UR 中瀬総務部長、総務部職員 D
平成 27 年 12 月 16 日	10:30~10:50 頃	地元事務所 (大和)	B 秘書 UR 中瀬総務部長、総務部職員 D
平成 27 年 12 月 22 日	10:30~10:50 頃	地元事務所 (大和)	B 秘書 UR 中瀬総務部長、総務部職員 D
平成 28 年 1 月 6 日	10:30~10:50 頃	地元事務所 (大和)	B 秘書 UR 中瀬総務部長、総務部職員 D

- 平成 27 年 7 月 6 日については、同年 8 月 10 日に実施された神奈川県議会議員団による機構の震災復興地区への視察に関する打合せであり、平成 27 年 10 月 26 日については、同視察において、甘利事務所に取り纏めへのご尽力をいただいた御礼の会として簡素に開催されたもの。（飲食代については全額 UR 負担）。
- 平成 27 年 10 月 27 日については、前日に開催した御礼の会に対する挨拶。

以上

受付 27年10月5日(月)11:00
総務チーム

依頼者 衆・参(自民) あまり あきら
甘利 明(2-514)
秘書
神奈川県
(大和市、海老名市、
座間市、綾瀬市)
会館 03-3508-7528
会館FAX 03-3502-5087

日付 27.10.9 12:00

内 容

<議員会館にて秘書と面会>
先方：秘書
当方：NT業務部販売業務T 山本T、主査、国会班

道路用地買収に係る(株)への移転補償についての経緯等を説明
・用買対象地上の移転補償のほか、従前機能確保の観点からも含めた全ての物件について買収対象外の残地内での再配置補償費を支払い済み。
・その後、千葉県から、当該地中に産業廃棄物があるため残地内での建物建築等は認められない旨の指導が入った。
・これを受けて、こととで現在協議中。
・北環状線整備は、鋼管杭打設までは機構、道路用地下の産廃撤去等は企業庁、道路整備は千葉県という役割分担。

(秘書)当事者は自分に都合の良いことしか言わないため双方から話を聞きたく今日説明をお願いした。いろいろ経緯があることは今日初めて知った。
これまでいくら、何回(補償金を)支払っているのか。回数だけでも構わないが。
(機構)まず、①用買対象地上の移転補償、②残地内での建物等再配置補償、③工事に起因するの修復及び買については既に支払済み。
④が現在協議中。
(秘書)そんなに補償しているのか。工事はいつ完了するのか。
(機構)道路全体としては、当該部分のみが完了していない状況。完了は平成29年度末を予定。
(秘書)工事が止まっているのでは。
(機構)機構が施工する鋼管杭打設工事によりに損傷が発生したとの申し出があり、昨年12月から当該工事を中断していたが、先方と協議合意の上でが完了したため間もなく工事を再開する。
(秘書)であれば工事スケジュールはもっと遅れるのでは。
(機構)遅れを踏まえて平成29年度末の完了予定。
(秘書)率直な意見だが、当該地から速やかに移転してもらった方が良いのではないか。
(機構)そのための補償に関して鋭意協議しているところ。
(秘書)費用も含まれているのか。
(機構)費用は補償できないが、
正直、現提示額は基準上の上限目一杯でありこれ以上はど
うすることもできない。公的機関であり民間企業のように自由は利かない。
(秘書)その他にの補償もするのではないのか。
(機構)費用も提示済。
(秘書)では何の問題があるのか、機構は至って前向きな対応だと感じるが。
(機構)について、機構はを想定・積算しているが、先方は
を要求しており、ここに大きな乖離がある。また、
との主張。

(秘書)補償が満足いかない額だから買で上乗せを、と考えているという
ことか。
(機構)そういうことかもしれない。
(秘書)補償はいくら提示したのか、軟えられる範囲で構わない。
(機構)ちなみに建物等再配置補償は2.2億支払い済み。
(秘書)本件は結局カネの話か・・・やはり当該地から速やかに移転してもらった方が良いと思
うが。
(機構)根拠もそう思っているので目一杯の条件提示をしている。
(秘書)これだけ補償してきてそれでも補償するの
(機構)機構も残置を認めてしまっている以上、機構工事に起因する損傷に対する修復費の補償
はせざるを得ない。
(秘書)その都度付き合うことになるがその覚悟はあるのか。少しイロを付けてでも地区外に出
ていってもらった方が良いのではないかと、このままでは同じ事が繰り返されるだけだと思
うが。
(機構)但し、ご理解いただけなくても
と考えている。
先方とのやり取りが当面続くことは覚悟している。
(秘書)話はだいたいわかった。今後についてだが、こういう経緯があると知らなかったとはい
え先方から話を受けてしまった以上は先方に何らか返さなければならぬ。ついては、事
務所の顔を立てる意味でも、一度先方からの話を機構本社で聞いてもらうことは可能か。
(機構)本社が話をしても現場と同じ話しかできないし、補償等に係る権限は千葉県担当推進
役にあるので、引き続き現場で責任を持って対応させていただくと言っていたとお返し願
いたい。
(秘書)主旨は理解するが・・・ただ先方の話を聞いてもらうだけで良い。甘利事務所の顔を立
ててもらえないか。何とかお願いしたい。
(機構)・・・承知した。誰が対応しても
機構の立場に変わりはないので、ではなく本社職員による対応ということに宜しいか。
(秘書)それで充分だ、宜しく願いたい。本件はうちの事務所ではどうにもできないし、圧
力をかけてカネが上がったなどあってはならないので、機構本社に一度話を聞いてもら
う機会をつくったことをもって当事務所は本件から手を引きたい。
(機構)承知した。詳細については後日調整等させていただく。
以上

受付 27年10月5日(月)11:00
総務チーム

依頼者

衆・参 (自民) あまり あきら
甘利 明 (2-514)
秘書
神奈川県
(大和市、海老名市、座間市、綾瀬市)
会館 03-3508-7528
会館FAX 03-3502-5087

日付 内容

27.10.28 16:00 <議員会館にて秘書と面会>
先方: 秘書
当方: NT 業務部販売業務 T 山本 TL、主査、国会班
(機構) UR・氏面会後、氏から電話が入ったとのことだったが、どのような主旨だったのか。
(秘書) 私が直接受けたわけではなく、電話に出た別の者から間接的に聞いた。と先方は言っていたとのこと。
先日、「事務所の顔を立てて欲しい」とお願いし交渉のテーブルを作ったというつもりだったが何故こうなったのか。URを責めるつもりはなく、事情が良く分からないので教えて欲しい。
(機構) 冒頭、面会に至った経緯を聞かれたため「甘利事務所の秘書から本社も出席し先方の話を聞いて欲しいという主旨の依頼があったため」とお答えした。
(秘書) え？わざわざそんな確認をしてきたのか？UR回答に何の問題もないが。
(機構) 続いて、面会のテーマは何かと聞かれたため「への対応について」とお答えした。
(秘書) 別に問題ない。
(機構) その後、先方は過去の経緯等含め様々なことについてお話しをされたが、その中でとの要求があり、URはと従来どおりのご説明をしたところ、話は平行線となった。
(秘書) 平行線のままその場はどのように終わったのか？
(機構) 等の発言をされ、最後はとのご発言で終わった。
(秘書) 誰を介してつもりなのか？ウチの事務所にか？ウチにとってはある意味お客様だから何か力になればと思い仲介したのだから、こういうことをされるとウチにも迷惑がかかるということが先方は分からないのだろうか。
ただ、私としてはURに「話を黙って聞くだけで良い」という主旨のお願いをしたつもりだったのだが。
(機構) と先方が仰っている部分だと思うが、URとしては可能な限り我慢してお話を聞いていたつもりだが、先方からという要求があったため、YESと答えられる内容ではなく、NOと言わざるを得なかったもの。発言から類推すると、先方は口利きを期待していた様子だったが、秘書からも先日のお打合せ時に「ウチの事務所がURに圧力をかけてカネが上がったなどあってはならない」という主旨のお話をいただいております。また、現在のという考えが基準上も妥当と考え、従来同様の回答をした。
(秘書) 確かにそう言った。一体先方は誰に欲しいのか？
(機構) 具体額は仰らない。
(秘書) 私から先方に聞いても良いが？
(機構) 逆にこれ以上は聞きたくない方が宜しいように思う。先日ご説明したとおり、現在の

提示額は基準上の限度一杯であり工夫の余地が全くなく、先方に聞いてしまうとそちらも当方も厳しくなる。また、先方のご発言から推察すると、だけではいけないと思われる。(秘書) 分かった。URには迷惑をかけてしまい申し訳ない。秘書とも話し今後の対応を考える。以上

出典：UR都市機構提出資料

パネルの写し

平成28年2月3日 衆議院予算委員会 大西健介(民主党)配布資料

■補償契約一覧

	契約名	締結日	補償対象物件(主な補償内容)
①	物件移転補償契約 〔道路予定地上に存する物件に対する移転補償〕	平成24年5月17日	→道路予定地上に存する物件のみ
②	物件移転補償契約 〔道路予定地外(＝残地内)に存する物件の再配置に対する移転補償〕	平成25年8月6日	→道路予定地外(残地内)に存する全ての物件
③	損失補償契約 〔 〕	平成27年 月 日 (3月～7月)	
④	全面移転補償? 〔 〕	(ご協議中)	
⑤	産業廃棄物撤去費? 〔 〕	(ご協議中)	

← 約1600万円

← 約2億2000万円

(県道千葉ニュータウン北環状線(清戸地区)の廃棄物処理の委託に関する協定では廃棄物撤去費用約30億円)

出典: UR都市機構提出資料をもとに大西健介事務所で作成

パネルの写し



パネルの写し

出典: Google map にて千葉県白井市清戸272を表示

平成28年2月3日 衆議院予算委員会 大西健介(民主党)配布資料